

(別添)

県営住宅量水器取替及び賃貸借業務（E地区）仕様書

1 業務の名称

県営住宅量水器取替及び賃貸借業務（E地区）（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）第2条の2に規定する県営住宅等（法第26条に規定する県営住宅を除く。）に設置されている量水器のうち、計量法（平成4年法律第11号）第72条第2項に規定する検定証印の有効期間（以下「有効期間」という。）が満了するものについて、新たな量水器を調達するとともに、それらの保守を行う。

3 契約期間及び借入期間

（1）契約期間 契約締結の日から令和15年3月31日まで

（2）**借入期間** 3 （1）の納入期限の翌日から別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」に示す日まで。

4 納入物品等

（1）量水器の取替

量水器の納入物品、納入場所及び納入期限は別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」に示すとおりとする。

（2）提出物

以下に示す提出物を鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課に提出すること。

区分	提出期限	形式
実施計画書	契約締結日から10日以内	紙媒体1部
納品写真	(1)の納入期限から15日以内	紙媒体各1部
納入完了報告書		電子ファイル各一式

※電子ファイルは、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）に格納して提出すること。

5 納入物品の仕様

（1）納入する量水器は、有効期間が3（2）の**借入期間**末日以降に満了するものであること。

（2）その他、納入する量水器の仕様に関して不明な事項は、別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」を参照すること。

（3）別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」の種別欄に「(保温材無)」の記載がない量水器には保温カバー（メーカー標準品）を設置すること。

6 納入物品の設置作業

（1）設置作業は、受注者が作成し県の承認を受けた実施計画書に基づき実施すること。

（2）設置作業を行う1週間前までに、入居者に対して断水等の周知を行うこと。

（3）設置作業のうち資格が必要な作業については、当該資格取得者が実施すること。

（4）既設及び新設する量水器のメーター数値及び有効期限を写真で撮影するとともに一覧表を作成し、4（2）の納品写真に添付すること。併せて、写真及び一覧表を、発注者が指示する管

理人又は水道料金徴収業務の受託者に提供すること。

- (5) 既設の量水器は、撤去後、受注者が関係法令に従って適切に処理すること。
- (6) 設置作業に必要な手続きは、受注者において適切に行うこと。
- (7) 別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」に示す納入物品の賃貸借料には設置作業費用を含むこと。

7 保守

- (1) 保守の範囲は、納入物品（量水器に限る。）の故障修理とする。
- (2) 受注者は、納入物品の故障が発見された場合、発注者からの求めに応じて速やかに故障の修理を開始すること。
- (3) 受注者は、故障した納入物品の故障修理が完了したときは、発注者にその旨を速やかに通知すること。
- (5) 別紙「量水器取替及び賃貸借業務（E地区）対象団地等一覧表」に示す納入物品の賃貸借料には**借入期間**中の保守費用を含むこと。
- (6) 受注者は、発注者が納入物品を常に安全かつ完全に使用できるよう本仕様書の保守内容に基づき保守を行い、その費用を負担すること。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担するものとする。

8 追完請求権

- (1) 発注者は、納入物品の引渡しを受けた後において、当該納入物品が仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により納入物品の修補、代替物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 前号の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) 前2号の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

9 損害の負担

本業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、天災その他やむを得ない理由による場合及び発注者の責めに帰す理由による場合は、この限りでない。

10 機密の保持

受注者は、保守等の実施に当たって知り得た業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

また、本業務に係る契約の終了後又は契約が解除された後も同様とする。

11 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務賃貸借契約特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

12 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

- (1) 契約期間が満了したとき又は本業務に係る契約が解除された場合は、納入物品は発注者において取り外し後、受注者に返却する。
ただし、契約期間途中で**借入期間**が満了するものについては、発注者の指示に従い、受注者が撤去すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。